

○公職選挙法

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二七・六・一九法
四三）本則一条（平成二八・六・一九施行）

（被登録資格等）

第二条① 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民（第十一一条若しくは第二百五十二條又は政治資金規正法（昭和二十三法律第九十四号）第二十八條の規定により選挙権を有しない者を除く）で、その者に係る登録市町村等（当該市町村及び消滅市町村（その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。次項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の住民票が作成された日（他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行

②④（略）

（在外選挙人名簿の被登録資格）

第二〇条の四 在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されてい

（在外選挙人名簿の登録の申請）

第二〇条の五① 在外選挙人名簿に登録されていない年齢満二十年以上の日本国民で、在外選挙人名簿の登録の申請に關しその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時

におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会（在外選挙人名簿の登録の申請をすることができ）

②③（略）

未成年者の選挙運動の禁止

第二七条の二① 年齢満二十歳未満の者は、選挙運動をすることができない。
② 何人も、年齢満二十歳未満の者を使用して選挙運動をすることができない。但し、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。